## 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての 標準処理期間の達成状況(報告)

平成23年12月22日 食品安全委員会事務局

平成22年1月1日以降に食品安全委員会においてリスク評価の要請事項が説明された企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に当該要請に対する食品健康影響評価の結果を通知するよう努めることとされている。

これに関しては、上記委員会決定の5により、標準処理期間の達成状況について、 事務局は毎年1回、食品安全委員会に対して報告を行うこととされている。

ついては、平成22年以降における標準処理期間の達成状況(平成23年12月20日現在) を下記のとおり報告する。

記

企業申請品目について、平成22年以降に評価の要請を受けた件数及び結果を通知した件数並びに各々の標準処理期間との関係は、次表のとおりである。

		⇒1	分野別内訳				
		計	農薬	動物用 医薬品	遺伝子組換 え食品等	新開発食品	肥料•飼料等
評価の要請を受けた件数		154	91(3)	5	48	9	1
	平成22年	82	45(3)	3	25	8	1
	平成23年	72	46(0)	2	23	1	0
評価結果を通知した件数		64	32(2)	4	24	4	0
	うち標準処理期間を 超過した件数	1	1(0)	0	0	0	0
	平成22年	17	5(2)	2	10	0	0
	うち標準処理期間を 超過した件数	0	0	0	0	0	0
	平成23年	47	27(0)	2	14	4	0
	うち標準処理期間を 超過した件数	1	1(0)	0	0	0	0
審議中の件数		90	59(1)	1	24	5	1
	うち標準処理期間を 既に超過した件数	1	1(0)	0	0	0	0

(注) かっこ内は、動物用医薬品も関連する案件(内数)である。